

## 後見開始の申立てをされる方へ

新潟家庭裁判所 本庁

当庁では後見開始の審理に当たり、原則、申立人及び後見人候補者から詳しい事情をお聞きするために下記の1の日時に面接（2時間程度）を実施します。

面接日時は申立後に担当者から電話で連絡いたしますが、お急ぎの方は事前の予約も受付けます（後見開始の申立てのみ）ので、下記2の連絡先に電話でご相談ください。

### 記

#### 1 面接実施日時

毎週火曜日、水曜日、木曜日（休日、12月29日から1月3日までを除く。）の午前9時30分と午後1時00分からの2回

（※ 上記日時で都合がつかない場合はご相談ください。）

#### 2 面接日を事前予約する場合の連絡先

〒951-8513 新潟市中央区川岸町1丁目54番1

新潟家庭裁判所後見係

電話「025-333-0070」

※ 連絡する際は、担当者から、用意された書類等について、確認させていただくことがありますので、必ずお手元に準備された上、ご連絡ください。

#### 3 その他

面接当日は、3階家事書記官室（後見）（エレベーターを降りて、右に進み、さらに角を右に曲がったところ）で受付をしてください。